

令和5年度 第4回ニセコ町観光審議会 議事録

1 日 時

令和5年（2023年）11月6日（月） 17:00～18:35

2 場 所

ニセコ町役場 3階 町民ホール（議場）

3 出席者

委 員 下田委員、伊藤委員、菊井委員、高久委員、岩崎委員、桑添委員、
石黒委員、若杉委員、向田委員、長谷川委員、吉村委員 （11名）

ニセコ町 片山町長、山本副町長
税務課 鈴木課長、松田係長
（事務局） 商工観光課 阿部課長、三上参事、川埜係長、米田主査、
深澤主任、鈴木主任

4 内 容

(1) 片山町長挨拶

お忙しい中観光審議会にお集まりいただき感謝申し上げます。先日ベトナムのハノイで開催されたシンポジウムに参加し、ニセコ町をPRしてきたところだが、社会的にもコロナ禍から明けて、想像を超えるオーバーツーリズムが発生し、事業者もかなり忙しくなっているとのことであった。

今回議題の宿泊税は、2015年から目的税として検討を開始し、倶知安町とも一緒に検討を進めてきた。町としてもこれまで定率制で検討を進めてきたところであるが、道が一律あるいは段階定額制を検討する中で、事業者の混乱を低減する等の観点で制度設計を変更し、皆様からの意見をお伺いしながら、次のステージに行きたいと考えている。

今冬にタクシーを10台増やす実証を行うが、根本的に町民および観光客が制限なく行きたいところに行ける移動の自由を確保するためにも宿泊税を活用し、リゾート地としての質を高めていくといった持続可能な観光地づくりの過渡期に来ていると認識しており、強い危機感と期待感を持ちながら、制度設計をしたところ。

本日の審議会でも多様なご意見を賜って、方向性、着地点が見えてくればと考えているので、よろしくお願ひしたい。

(2) 委員委嘱・挨拶

本年7月に新体制に移行し、最初の観光審議会のため、委嘱状の交付、出席者の自己紹介および会長・副会長の選出を行い、下田委員、菊井委員が会長、副会長となった。

(3) 議題

「宿泊税について（資料1）」について事務局より説明を行った。

〈鈴木課長〉

先ほど町長から話があった通り、2015年から持続可能な観光地づくりを続けるために、どういった財源を新たに確保するのが望ましいかという議論が観光部署を中心に重ねられてきた。それで、宿泊税で話が固まり、今年3月から宿泊税を進める実務部分で、実際の事務の中心となって、とりかかることとなり今日に至っている。

正直に申し上げて、宿泊税はもうほぼ制度も固まっているという引き継ぎを3月に受けたが、ふたを開けてみると実際はまだ何にも見えてない状態であった。ただ、その分皆さまと議論を重ねて、いろいろなお叱り、ご指導も頂戴しながら、ここまで来たと同時に、先ほど町長から話があった通り、観光需要が日本中で復活し、北海道はじめ各所で宿泊税を導入しようという動きが出てきている。

その中で、これまで私どもは、宿泊料金に2%をかけて税金をいただくという定率制が望ましいのではないかとということで皆さまに議論をお諮りをしてきた。実際、税務課の担当として、税金の土俵で考えれば、定率制が望ましいと考えているものの、先ほど申し上げた通り様々な外的要因も含めて、望ましさだけで突き進んでいいのかという葛藤があったところである。

この度ニセコ町として決断した背景は、持続可能な観光地づくりとして財源を確保するために、宿泊税の導入をなるべく早く進めたいという中で、一番現実的な方法は何かというところである。本日の観光審議会では皆さまにご意見を頂戴したい論点は、主に二つで、一つ目は、なるべく早く進めたい中で、できれば来年の11月1日の導入を目指したいと考えている点。二つ目は、そのための税制として、定率制ではなく、200円、500円といった段階定額制で決まった額を皆さんに納めていただくという方法に変更する点の2点について、これから皆さまにお諮りしたい。

今回お諮りする仕組みは、どのようにすれば前に進められるかという部分で、ニセコ町として最善の策だと考えているので、ぜひ皆さまのご審議をよろしくお願いしたい

〈松田係長〉

お配りした資料に沿って説明させていただくと、定率制から段階定額制への変更について、当初税の公平性や同じニセコエリアの倶知安町と同様にとという観点で、2%の定率制で検討を進めてきたところだが、ここ数か月の間に、北海道の宿泊税について、まだ道庁の案として示されている税制はないものの、道の有識者懇談会等の検討資料により、一律なのか段階なのか確定はしていないが定額制で宿泊税が導入されるのではという状況である。

その中で、このまま定率制でニセコ町が進むと、北海道の宿泊税導入後に、町内で、町は定率制、道は定額制という二つの税制が併存してしまい、徴収事業者の負担がかなり大きくなるのではと検討の方向性を変更したところ。一方で、必要な財源確保の観点で、宿泊税そのものの導入見直しは考えておらず、一律定額制についてもかなり高い税額を設定しなければならぬため導入を考えていない。

最終的にニセコ町の方針として、税の公平性といった原理原則に固執せず、納税者及び事業者の負担軽減、政策の実効性を担保できる税収の確保、その双方を両立できる税制ということで、段階定額制での導入を検討している。

現在検討している段階定額制の区分と税額について、1人1泊ごとに、宿泊料金：税額が、～19,999円：200円、20,000円～49,999円：500円、50,000円～99,999円：1,000円、100,000円～：2,000円の4段階で検討している。必要な税収の確保と宿泊事業者の事務負担減少等を鑑みて、様々な段階をシミュレーションする中で、税額200円、500円、1,000円の3段階は現在京都市で導入されている税額と同様で、宿泊料金100,000円～：2,000円という区分をニセコ町独自の税額として設定しようと考えているところ。

定率2%と比べると、低価格帯の宿泊施設に宿泊する方の負担が大きくなると感じるところではあるが、先行自治体もある中で、享受する行政サービスの受益の程度から過重な負担ではないと考えている。ニセコ町独自の税額設定については、町内で高価格帯の施設が一定数あることに加え、物価変動等の料金高騰、魅力的な観光地として今後の高品質高価格施設が増加した際の税収反映、税の負担能力に見合った適正な課税にするといった観点で新たに追加している。

推計税収については、以前の観光審議会でお伝えした税収から多少試算方法を見直したところで、新たな試算に基づく、定率2%の場合の税収は約1億9,000万円で、現在想定している段階定額制の場合は約1億7,000万円と2,000万円程度落ち込むものの、京都市準拠をはじめとした他の段階と比べると、一番税収を確保できるということで、変更案をお示しさせていただいている。

導入時期については、来年令和6年11月1日の導入を目指すということで、先月議会全員協議会にて案件説明を行い、本日の観光審議会での審議、今月16日の宿泊事業者向け説明会の開催、条例案のパブリックコメントの実施を経て、12月の議会定例会へ条例案を上程する予定である。仮に条例案が12月定例会で可決されたとして、総務大臣協議及び同意後、一定期間の周知期間を設けるという流れであり、最短で来年11月1日の導入が可能であると考えている。

(4) 意見交換

議題について、意見交換をおこなった。

〈委員〉

宿泊税の導入を早めるための方法に関する議論は素晴らしいと思う。以前の審議会でも、北海道が進める場合の整合性の取り方や二重課税の議論があったとともに、事業者が宿泊客からどのように税金をいただくかということにも懸念があったところ。

加えて、その料金に、食事が入るか入らないかという議論もあったと思うので、そのあたりもあらためて整理いただけないか。

後は、段階定額という表現がもっとシンプルにならないかと思っていて、自分のホテルでは宿泊税がいくらですと示すことになるので、段階などどつけずに定額制と言ってしまっているのではないかと。

〈鈴木課長〉

食事が含まれるかどうかという部分については、宿泊税は全国一律で素泊まり料金に対して課税されるので食事には課税されない。一方で、逆にそこが難しい部分で、お客様がそれぞれの宿泊事業者に支払う総額ではなく、そこから素泊まり見合い料金分を抜き出して、2%をかけるのか、もしくは段階定額区分の中で200円、500円をいただくのかとなるので、どちらにしても相応のご負担が事業者には生じてくる。

ただ、委員が先ほどおっしゃったように、宿泊施設が「私どもの宿ではこの額が宿泊税です」というご案内をできるように、あまり段階を細かく設けず4段階での設計としたところである。

道庁との二重課税や徴収の仕組みについては、我々としても道とのやりとりが非常に歯がゆいところで、道庁としては、本日の観光審議会のような懇談会という場を設けて、その中で議論している案にすぎず、それは道の公式な税制ではないという言われ方をされてしまう。税制や導入時期も公式なものがない中で、徴収の仕組みについても、一応私ども市町村が代わりに道税の分もまとめて集めて欲しいという希望はいただいているものの、それも公式ではないため、それに伴う事務負担がどうなるかも一切示されておらず、非常に歯がゆい状態の中でもがいているという現状である。

〈委員〉

道庁が現状曖昧なスタンスで、新聞報道で都市部を中心に道の案に反対を表明している自治体が出てきている。そんな中、ニセコ町は元々定率2%でかなり腹が決まっていたのに、段階定額に変更するというので、最初ニセコ町は道庁に付度したのかなと思っていた。だが、今の説明を聞くと、道庁をむしろ利用していると見えて、あやふやなところに敬意を表しつつも中央突破してきたように思われるので、素晴らしい案だなと思う一方、果たして事業者負担がどこまで軽減されたかのは気になる点である。

今回段階定額制になることで、事務作業などがどのように軽減あるいは簡素化されるのか、そういう意見をぜひ宿泊事業者の方から伺いたい。

〈委員〉

単刀直入に申し上げると、間違いなく率より額の方が、現場的なオペレーションの取り扱いやすさ、それから私どもが一番懸念するお客様への理解のしやすさっていうところにおいても、定額制のほうが私どもの施設としては受け入れやすい。

〈委員〉

町内で元々宿泊税の導入に否定的であった事業者がいたと思うが、今回の段階定額案については、何か話を聞いているのか。

〈山本副町長〉

情報交換はもちろんしていて、なかなか難しいところであるが、率よりはマシという感じに捉えているのではないかと理解している。

〈委員〉

当初定率ということでニセコ町のスタンスとか北海道との違いもお伺いして、今回いろんな情勢を鑑みながら変更されたということで、これが一番の選択だろうと我々も理解をさせていただいて、その方針には従いたいと思う。

方針変更により想定税収が約2,000万円減とのことだが、今の試算の約1億7,000万円について、200円、500円、1,000円、2,000円という区分にそれぞれどれぐらいの比率で入っている想定なのか伺いたい。

それと、徴収した税の使用時期について、税収がはっきりしないこともあると思うが、仮に来年の11月に徴収を始めたとして、実際に観光施策として想定している事業として組み立てるのはいつからなのかを伺いたい。あとは先ほど道の税制はまだはっきりしないというお話があったが、今の段階で北海道で徴収する宿泊税が何か地方に還元されるような動きがあるのであれば教えていただきたい。

〈鈴木課長〉

比率の部分については、後ほどご報告をさせていただく。(11ページに記載)

道の使途については、導入時期以上にまだ決まっておらず、懇談会をやるたびに二転三転している状況。そのため、私ども市町村として危惧しているのは、結局地元で集められた税が地元で還元されないんじゃないかということ。特に札幌市とか、大きな税収を確保するところは非常に危機感を持っているが、道庁としては札幌市で集めた税を札幌市でそのまま使うということは決してなく、広域に使うという考えであるので、我々としても危機感を抱いているところである。

〈川埜係長〉

すべての手続きが順調に進み、来年の11月に導入されれば、来年度予算で事業を計画していきたいと考えているが、今後のスケジュールを踏まえると、なかなか当初予算での計上は難しいので、導入時期が決まり次第、補正予算を編成し、宿泊税を財源とした事業展開を図っていきたい。

〈委員〉

現行案に反対はしないものの、率直に驚いた。やはり道庁の出方が大きな影響を与えたのだと推察するが、道税の導入に対する総務省側の反応が不透明な中で、道税の導入前提でニセコ町イズムのようなものが失われてしまったのであれば、非常に無責任な言い方で恐縮だが、残念と感じる部分もある。

他方で、事業者の負担を考えると、定額の方が負担が軽いと思われるし、私がかかわっている道内の自治体でも同様の声はあるので、スピード感もふまえると現行案でよろしいのではないかと思います。

その中で、唯一意見を申し上げると、前回も論点になった名称について、道は観光振興税で統一したい旨、表明しているが、例えばニセコ町らしさという観点で「持続可能な」とつけて「持続可能な観光振興税」という名称にすれば、道の方針とも矛盾せず、ニセコ

町が掲げるビジョンにも当てはまる名称になるのではないか。

また資料についてであるが、租税論では、金額に合わせて受ける利益の差があるということの立証が難しいため、段階定額制を謳う際には応益説をあまり主張しない方が良い。特に、10万円以上の2,000円というのは前例のない税額設定であり、あまり応益をうたいすぎると逆に総務省協議等での根拠について問われる可能性があるので、うまく文言を調整されるとよいのではないか。

最後に、段階制の税額200円というのは、税収が200円すべて町に入ってくる想定での試算なのか、従前、一部報道にあった福岡方式のように200円の一部は道税となることを想定しているのかでいうとどちらか。

〈松田係長〉

税収200円は町税単独の試算となっている。

〈委員〉

そうすると、道の相乗りの仕方次第によっては、多少想定から目減りしてくる可能性はあるということか。

〈片山町長〉

町の分については、町に入るということで、石黒先生がおっしゃった道が例えば税額200円にしたら、そのうち100円を自治体に還元するというのは初耳で、道の税制がどのようになったとしても、道の観光振興責任者から、一切そういうことは考えていないとはっきり言われているところ。

〈委員〉

お伺いの仕方が悪かったが、従前言われた福岡式みたいな形で折半する仕組みについて、私が聞く限りはないのだが、町長も聞かれていないということで、税収がすべてニセコ町に入る前提で試算されている旨承知した。

〈委員〉

町内のインフラ充実等に充てるということであらためて宿泊税導入の必要性を感じるとともに、直接宿泊業に従事しているわけではないものの、人数でカウントできる等極力負担が少ない段階定額制のほうが導入と定着の観点でも望ましいのではないか。

日本各地にインバウンドが戻ってくる中で、外貨獲得も期待できるが、その最たる場所がニセコとっていて、スキー、スノーボード旅行はお金がかかるし、高価格帯の宿泊者の割合も非常に高い一方で、日本人をはじめとした既存のお客さんが来づらい状況になってきていると感じる。国定公園、国立公園であるため、ニセコを愛する特に国民の方にお越しいただけるように、安いところは安く、高いところは高くとなるのが望ましいと個人的に思っているところ。そうしたときに、京都の税制に、10万円以上：2,000円というニセコ独自の段階を設けるとのことだが、さらに20万円、40万円といった段階があるとよ

いのではないか。

1点お伺いしたいのが、道の宿泊税も施行された場合、ニセコ町と北海道それぞれの税制で重複してお支払いいただくといった理解でよいか。

〈山本副町長〉

ご理解の通りである。

〈委員〉

私も不動産業に携わる中で、他の委員がおっしゃるようなものすごい金額を出してもやっぱりニセコに泊まりたいって方はいて、そういう方は税額がいくらとかを気にするレベルでもないの、言い方は悪いが、いただける方からはいただいて、負担が少なければニセコに来たいという人にも喜んでもらえる仕組みが望ましいのではないかと。

〈委員〉

国として人口減が進んでいく中で、一町民として10年後、50年後のニセコを考えたときに、言葉が悪いが取れるところから取っていけば、財源として確保できるのではと思っている。個人的には定率でいいなと思っていたため、今回定額に変更ということで驚いた一方で、いろいろな負担も考えたら相応なのかなと思っているが、ニセコ町独自で設ける10万円以上の段階について、他の委員もおっしゃったように、ここは税がいくらでも気にしない層であるということであれば、宿泊料金10万円以上は定率でもいいのではと個人的に思っている。ただ、それをやると、宿泊税制度の建付けがごちゃごちゃになったり、事業者の負担がどこまで増えるのかまでは、自分の中でなかなか作業が見えてこないところだが、ニセコ町内の宿泊事業者の客室の多くは宿泊料が10万円以下ではないか。そうすると、今後外資系ホテルなどが増えてきて、宿泊料金が10万円以上、あるいは40万円、50万円、100万円以上となってきたときに、宿泊料が10万円でも、100万円でも一律2,000円というのは少し惜しい気がするの、負担等がなかなか個人として見えてきていないところであるが、さらなる上限が欲しいなと思っている。

〈委員〉

ニセコ町と倶知安町の宿泊施設について、例えばひらふエリアであれば、ペントハウスで宿泊料金が数百万という施設はたくさん目にするが、ニセコ町内の宿泊施設でひらふエリアのような超高級宿泊施設はどの程度あるのか。

〈松田係長〉

10万円以上はすべて2,000円が上限になってしまうという部分について、上限をどこまで設定するかという議論はこれまであまりなされていなかったところであるが、段階定額制としてどこまで段階を設けるかという中で、先行自治体で10万円以上という段階を設けている自治体がないことも踏まえ、まずはニセコ町独自で一段階加えるのをご提案させていただいているところである。

〈委員〉

宿泊税の制度上、定率制と定額制の併存はできないと思われる。仮にニセコ町が来年11月に導入し、導入後5年間で宿泊料金が10万円を遥かに超えるホテルのオープンが予定されているのであれば、次のカテゴリーを設けたほうが良いと思うが、そうでないのであれば、法定外目的税は5年に1回見直しができるので、次の見直し時に新たなカテゴリーを設ければ対応できるのではないかと。

〈委員〉

円安が続き、安いから日本に来ているという層が増え、ハイソサエティの人たちのみがか来ているわけではない中で、一段階踏みこんだ段階を設定するのはニセコらしいと考える。ただ、そこに当てはまるホテルの有無はともかく、今後ラグジュアリーな部屋がどんどん増えるとなったときに、我々の想像をはるかに超えるところにニーズがあるので、そこに対応できるように更なる段階を設ければよいと思うし、他の自治体も追随してくるのではないかと。

〈委員〉

町内でもいくつか高級施設の開業が予定されていて、宿泊料金がいくらかはわからないものの、宿泊料金が年々高騰傾向にあるのは間違いないし、ニセコ町はすごく注目されているので、5年、10年単位で高級施設は今後もできてくると思われる。

5年で見直し可能と伺って安心したところであるが、宿泊税に産みの苦しみがある中で、町民や事業者も大変な思いをすることであれば、できるところは最初に設定しておくほうが望ましいし、ニセコのブランディングという観点からもよいのではないかと。

〈鈴木課長〉

先ほど委員からご質問のあった部分についてご説明させていただく。私どもの試算の元データは地域観光プラットフォームといい、全国各地の代理店等から吸い上げたビッグデータで、ニセコ町内における2022年度の延べ宿泊者数：43万6,356人泊をベースに推計している。参考にしているデータはご飯代なども含まれたお客様の支払総額になっているので、そこから宿泊料金を推測したうえで、税収を計算している。

町案の4段階の税額のうち、200円の階層（宿泊料金：～19,999円）については、約6,200万円程度の税収で約37%の割合であり、宿泊総額でいえば0円～30,000円の層で、ニセコのボリュームゾーンとなっている。500円の階層（宿泊料金：20,000円～49,999円）は、税収が約3,800万円と割合は約22.5%となり、宿泊総額約30,000円～約75,000円の幅となる。1,000円の階層（宿泊料金：50,000円～99,999円）は、税収が約3,200万円と割合は約20%弱となり、宿泊総額でいえば約75,000円～約129,999円となる。2,000円の階層（宿泊料金：100,000円～）は、税収が約3,650万円と割合は約22%となり、宿泊総額約130,000円以上となる。先ほどから議論のある高価格帯の宿泊施設が増えてくれば、こちらの部分がさらに大きくなっていくということとなる。

〈委員〉

浅い理解の中での発言となり恐縮だが、もともとは私は漠然と定率制がいいのかなと思っていた。というのも、定額制より公平性が担保されることや、将来の一層の税収の増加が見込まれること、お客様目線で見ればニセコ町も倶知安町も同じニセコ地域で、そこで制度が違うというのはいかなものかと思っていたためである。ただ、本日いろいろな説明を伺って、町が提案する税制については、非常に妥当と感じている。

段階についても、本当は北海道と同じ段階であれば、事務的な負担も軽減されるのではと思うが、ニセコの特性を盛り込んだほうが良いという意見もよくわかるところである。上限の10万円の議論については、私は最初の取組としては10万円でいいと思っていて、宿泊総額のうち食事代が4割と仮定すると、総額が約16万7,000円とかなりの水準になるので、まずは京都にもない段階を一つ設けるということでもいいのではないかと感じている。

1点伺いたいのが、お客様に対して、宿泊料金がいくらなのかを開示する必要があるのかということ。要は宿泊総額はいくらで、税額はいくらとお示しするだけでよいのか、宿泊料金がいくらかということまでお示しする必要があるのかでいえばどちらになるのか。

〈鈴木課長〉

本来税というのは課税根拠をお示しする必要があるので、宿泊総額いくらのうち、素泊まり料金がいくらで、それに対して税金がいくらかをご案内していただくべきであるというのが建前である。

先行自治体の運用として、そこまでの明細をお客様にお配りしてるかどうかは、私からあまり大きな声では言えないが、建前としては課税明細のため、そこはお示しいただく必要があるので、宿泊事業者が定率制や段階定額制に抵抗感を示し、一律定額が望ましいと主張するのではないかと。

〈委員〉

定率制であれば、ルームチャージの2%を計算しなければいけないので、ルームチャージの提示が間違いなく必要になるが、段階定額制であれば、いくらからいくらという段階が設けられるので、ルームチャージは当然各宿泊施設で計算されると思うが、お客様に対しては、いくらからいくらという幅の中でご説明ができるので、ルームチャージを明細に示す必要まではないと考えている。

〈鈴木課長〉

おそらく大半の事業者はそういうお見せの仕方になっていて、私どももそういった形で運用いただければ特段問題ないと考えている。

〈委員〉

最終的に国の認可を受けるときにネックになることがあるとすれば、何が挙げられるか。例えば、道庁に今反対声明を表明している市があるが、それに対する態度は何か影響が生

じてくるのか。また、倶知安町との関係で、同じエリアで異なる税制であればネックになるとも感じるので、そのあたりをお伺いしたい。

〈片山町長〉

現行案のベースは京都で運用されているので、上乘せ分についてのみ何か意見があるかもしれないが、エリアで異なる税制となることについては、それぞれ課税自主権があるため、そこまで大きな問題にならないのではないかと。

道との関係も、同時並行で動いていけば、双方で協議し、できるだけいい方法をとられるかもしれないが、ニセコが先行して進めていて、その中で私どもが道庁に配慮する必要があるとは思っていないので、上手くいくのではと思っている。

道の責任者と話をする中で、定額制の導入ははっきりしている一方で、北海道は観光地が散在散居の状態、作業員の方しか泊まらないホテルがあるにもかかわらず、北海道全体で徴収して何を行うのかと反対を表明してきているところ。私たちは地域の公共交通を何とかしたいといった具体的な使途があるが、道には何もない状況。

市町村との関係では、有識者懇談会の後に、マスコミ等をシャットアウトして説明を受けている状況なので、私たちが道の導入に明確に反対していることはおそらく表に出していない状況である。

もし道が導入するのであれば、沖縄などと同様に入域税を検討すべきとお伝えしていて、私が各首長と色々な意見交換する中では、最初に案として出していた一律定額 100 円については、何となくやむを得ないのではという雰囲気であったが、段階制には相当異論が出ているので、スムーズにいくかどうかは相当な疑問を持っている。引き続き地域としての声はしっかりと伝えていきたい。

〈委員〉

道の宿泊税導入の動きがあり、定率と定額が共存することが非常に負担になるということで、定率制から段階定額制へ変更するとお見受けするが、北海道の動きが不透明な中で、今後道の動きが大きく変わることがあったとしても、ニセコ町の宿泊税の仕組みは変わらないという理解でよいか。

〈山本副町長〉

道が定率制になることはないと思っている、少なくとも一律になる可能性はあるかもしれないが、それで町の仕組みを変えることは検討していない。万が一道が定率制となれば困ったなという話になるが、そうでない限りは現行案のままでと考えている。

〈片山町長〉

これまで道の担当者、責任者とも意見交換してきたが、道庁自体は定額制での導入に相当強い覚悟を持っている。我々市町村は道庁のいいなりではないという強い気持ちを持っているが、定額制と定率制が併存すると仕分け作業だけで現場は間違いなく混乱するし、倶知安町長と意見交換をすると、道庁案が来れば相当事業者が大変になると強い危機感を

持っている。

ニセコ町としてこれまで約8年検討を進めてきた中で、道庁案に付度したつもりは全くなく、事業者の立場で考えた際の最良案をお示しさせていただいたところ。

20万円以上の階層追加について、将来的には広がる可能性はもちろんあるが、今回はニセコ町独自案を設定することでご了解いただき、見直しのタイミングで議論できればと考えているが、皆さんがぜひすぐにとということであれば、まだ動いているところでもあるので、そのあたりだけ整理いただきたい。

〈委員〉

事務局より議題として提示のあった来年11月1日からというスピード感と、段階定額制についての理解、賛成が今回の議論の中心であった。

概ね段階定額について賛成の方向だが、さらなる上限について、そこがニセコらしさではという意見も出たので、そこを加味した上で、スピード感がクリアできるのという観点で事務局で持ち帰り検討いただきたい。

〈片山町長〉

ホテルで宿泊した人が移動したくても移動できない、各スキー場間を夜に移動できない、レストランに行きたいけど帰りのタクシーがないといった公共交通の問題が特に深刻なため、今冬にタクシー10台導入するが、今回の措置は超法規的であるとともに、10台入れたことで課題が解決するとは全く思っていないものの、今回の取組をきっかけに次のステージにいきたいと思っている。

宿泊税の導入が無事に決まれば、来シーズンに向けて運送事業者といろいろと協議しながら、どういうルートでどういうふうに運用すれば滞在の質が向上するのかをしっかり議論して進めたいと考えているので、導入に向けて引き続きご支援賜ればありがたい。

コロナ禍で、職場内でもコミュニケーションが少なくなってきたと感じている。こういう場も含めて地域のみなさんと日常的にコミュニケーションをとる機会を増やしていきたいと考えているので、メールや電話はもちろん、町長室や副町長室にも気軽に訪れていただきたい。

あらためて本日はお忙しい中お集まりいただき感謝申し上げます。

5 その他

事務局から、今後の審議会に関するお知らせがあった。

以上